

経営安定化積立金に関する規程

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

経営安定化積立金に関する規程

(設置)

第1条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の健全な運営に資するため、本会経営安定化積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

(積立金の種類)

第2条 積立金の種類は次のとおりとする。

- (1) 事業運営積立金 本会事業を安定的継続できるよう、運転資金に充てる資金とする。
- (2) 施設整備費積立金 本会事業の推進に必要な施設の建設、修繕に充てる資金とする。
- (3) 車輛購入積立金 車輛取得に充てる資金とする。
- (4) 事業開発積立金 新たに求められる地域福祉事業の開発を促進するために充てる資金とする。
- (5) 地域還元積立金 地域貢献的活動に充てる資金とする。

(管理)

第3条 積立しようとする現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運営益金の処理)

第4条 積立金から生ずる収益は、一般会計収支予算に計上して、一般会計に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 運営上必要と認めるときは、理事会の承認を得て、本会一般会計および就労支援事業特別会計に繰り替えて運用することができる。

(取り崩し)

第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限り、積立金の全部または一部を取り崩すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に定める目的に充てるとき。
- (2) 経済事情の変動等により本会の運営財源が不足する場合において当該不足額の財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった本会の運営に係る施設・設備整備の経費その他やむを得ない理由により生じた本会の運営の経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、預金の管理に関し必要な事項は、理事会において定める。

付則

この規程は、平成25年1月16日から施行する。

この規程は、平成28年8月22日から施行する。

この規程は、令和2年7月17日から施行する。